

第4章 法律

法律全般

サイバー関連立法の一里塚「IT基本法」施行 注目は電子商取引関連、個人情報保護法案など

続々と成立するサイバー関連立法

1997年の著作権法改正を皮切りに、わが国では多くのサイバー関連立法が成立してきた。立法内容の詳細については資料3-4-1を参照されたいが（著作権については別稿参照）、当初は知的財産権関連の立法と同時に、電子ネットワークを利用したアダルト関係のサイトを規制しようとする目的の立法が中心であった。

1999年ごろから国会に提出されるサイバー関連法案の数は加速度的に増加してきており、不正アクセス禁止法（同年8月13日公布）のようなセキュリティに関連するもののほか、電子商取引関連の法的な基盤整備が次第に中心的位置を占めるに至っている。当然のことながら、これは社会の中で電子商取引が急速に普及しつつあるという背景を反映しているものといえる。

こうした電子商取引関連立法は、大別

して次の3種類に分けることができる。まず第1の類型は、電子署名・認証関連の立法であり、電子署名法（2000年5月31日公布）を中心として、法務省による商業登記の電子認証制度を創設した改正商業登記法（同年4月19日公布）、電子公証制度の創設に関する改正公証人法および改正民法施行法（どちらも同日公布）などを掲げることができる。

第2の類型は、ペーパーベースであることが必要であった事柄について、電子メッセージで代替することを可能にする立法である。その先駆けとなったのは証券取引法および金融先物取引法の改正（同年5月31日公布）であったが、さらに50に及ぶ法律につき同様の目的を一括して達成するために、同年11月27日には書面の交付などに関する情報通信技術の利用のための関係法律の整備に関する法律が公布されている。

第3の類型は、消費者保護などの見地

から電子商取引を規制しようとするものである。同年11月17日に公布された訪問販売などに関する法律、および割賦販売法の一部を改正する法律がその代表例である。

これらの立法傾向にも増して、2000年度における最大のサイバー関連立法は、同年11月29日に成立した高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）であろう。この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的としており、この法律をベースに世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成が予定されている。

これらの法律の内容は、総務省行政管理局「法令データ提供システム」衆議院「制定法律」や、財務省印刷局「インターネット版官報」のウェブページなどで、また国会での審議過程については国立国会図書館の「国会

資料3-4-1 わが国のサイバー関連立法の内容 (a)

法律名	公布の日	施行期日	内容
著作権法(1997年改正)	1997年6月18日	施行済み	公衆送信権、送信可能化権などを創設。
風俗営業法(改正)	1998年5月8日	施行済み	アダルトサイト開設者に届出義務を課すなど。
不正競争防止法(改正)	1999年4月23日	施行済み	技術的制限手段の無効化専用機器などの禁止。
特許法(改正)	1999年5月14日	施行済み	電気通信回線を通じ公衆に利用可能となった発明は原則として新規性を喪失し特許を受けられなくなった。
実用新案法(改正)	1999年5月14日	施行済み	同上
意匠法(改正)	1999年5月14日	施行済み	同上
児童ポルノ法	1999年5月26日	施行済み	ネット等での「児童ポルノ」頒布・販売・業として貸与する行為等の罰則付き禁止など。
著作権法(1999年改正)	1999年6月23日	施行済み	著作権の技術的保護手段の回避などの禁止。
不正アクセス禁止法	1999年8月13日	施行済み	不正アクセス行為の罰則付き禁止など。
通信傍受法	1999年8月18日	施行済み	裁判官の令状に基づく通信傍受捜査を認める。
住民基本台帳法(改正)	1999年8月18日	公布日から3年以内	住民基本台帳ネットワークの創設。
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	1999年12月22日	施行済み	法務局の登記情報を、法務大臣指定法人を介して電気通信回線によって提供。
商業登記法(改正)	2000年4月19日	施行済み	法務省による商業登記の電子認証制度を創設。
公証人法(改正)	2000年4月19日	施行済み	電子公証(電磁的記録で公正証書を作成等)。
民法施行法(改正)	2000年4月19日	施行済み	電子公証(電磁的記録に確定日付を付与)。
著作権法(2000年改正)	2000年5月8日	施行済み	視聴覚障害者のネット利用への対応など。
電子署名及び認証業務に関する法律	2000年5月31日	施行済み	電子署名の効力と認証機関の運営主体を規定。
証券取引法及び金融先物取引法(改正)	2000年5月31日	施行済み	現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の開示手続きを電子情報処理組織を用いて行うこととするなど。

会議録検索システム」で、それぞれ閲覧することができる。

国会提出予定の 主なサイバー関連法案

本分野における21世紀の幕開けは、IT基本法の施行（2001年1月6日）であったが、あくまでもサイバー関連立法の一里塚にすぎず、今後もさらに多くの関連立法の登場が予定されている。

第151回国会には、電気通信役務利用放送法案（通信と放送の伝送路の共有にかかわる規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設ける）、風俗営業適正化法改正法案（アダルトサイトを営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止することなどを目的とする）、電子消費者契約および電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合、および隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法の特例を定める）、個人情報保護法案、不正競争防止

法改正法案（サイバースクワット対策）など重要法案が提出されている。

さらに今後は、プロバイダーの責任に関する法制化、電子投票を地方選挙で実施するための公職選挙法改正案、コンピュータウイルス規制の立法化など多数の法案が検討されている。なかでも注目されているのが個人情報保護法案である。

この法案は、民間部門が扱うコンピュータ処理可能な個人情報を主たる保護対象としており、個人情報取扱事業者に対し、取得に際しての利用目的の通知など、保有個人データに関する事項の本人に対する公表、開示、訂正、利用停止その他、各種の義務を課しており、苦情処理についても規定が置かれている。さらに前記義務規定の担保措置として、主務大臣による個人情報取扱事業者に対する報告の徴収、助言、勧告および命令といった関与の仕組みが設けられており、命令を遵守しなかった場合などには罰則も用意されている。本法案が成立した後においては、ウェブなどでの各種登録やアンケートの取り扱い、電子メールマガジンの配信その他多くのケースにおいて、細やか

な対応が必要となるだろう。

法案が国会に提出されたかどうかについては、衆議院「議案」や、内閣法制局「最近の法律・条約（件名）」のウェブページで最新情報の閲覧が可能である。

政令、行政指導、通達その他

官公庁がブラウザで電子商取引サイトなどを閲覧して点検し、法律違反が判明すれば電子メールで警告するという新たなスタイルが広まりつつある。インターネットサーフデイトと呼ばれる手法である。この手法は厳密な意味での行政指導とはいえないが、これを初めてわが国に導入したのは通産省（現・経済産業省）であり、1998年以降、毎年実施してきた。最も新しく行われたのは2001年2月であって、通信販売に関し法令で定められた広告表示項目を遵守しているかどうかなどを調査した結果、32%のサイトが遵守していない事実が判明したので、啓発メールを送信したとしている。同じ時期、公正取引委員会および国土交

資料3-4-1 わが国のサイバー関連立法の内容 (b)

法律名	公布の日	施行期日	内容
訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律	2000年11月17日	施行済み	訪問販売等に関する法律において取引の公正及び購入者等の利益の保護を更にするため、業務提供誘引販売取引に関し書面の交付義務等の規制及び契約の解除等の制度を設け、並びに連鎖販売取引に関する規制の強化等の措置を講ずるとともに、割賦販売法において業務提供誘引販売取引に係わる割賦販売等に関し割賦購入あっせん業者に対する抗弁を認める等。
書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律	2000年11月27日	施行済み	最近の情報通信の技術の発達に伴い、民間における電子商取引の促進を図るため書面の交付等に代えて書面に記載すべき事項等を情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとする等とともに、組合等における議決権の行使等を電磁的方法により行うことができること等とするために関係法律の規定を改正。
著作権等管理事業法	2000年11月29日	施行済み	著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護し、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にするため、一定の範囲の著作物に係る著作権に関する仲介業務についての許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権を管理する事業について登録制度を実施するとともに、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示等を義務付け、使用料規程に関する協議及び裁定の制度を設ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずる。
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）	2000年11月29日	施行済み	情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにその推進に必要な体制を整備するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定める。

出所 岡村久道氏が作成

第4章 法律

通省でも、サーフデイを実施している。

前者では、無作為抽出した衣料品の通信販売サイトに関し景品表示法所定の適正な価格表示および原産国表示の観点から広告の点検を行ったが、不当表示につながるおそれのあるサイトは18%であったとしている。後者では、旅行業法所定の旅行業の広告表示、誇大広告について、また無登録事業者の広告の有無について調査した結果、72%のサイトが法令上義務づけられている表示事項を一部満たし

ていなかった。これらの省庁でも、違反者に対し法令遵守を求める啓発メールを送付している。

以上は、わが国を含む世界29か国で同時期に国際ナショナル・インターネットサーフデイとして実施されている。なお、証券取引等監視委員会も、証券取引法違反サイトを実態把握する目的で2000年から同様の試みをスタートさせている。ウェブサイトは一種のガラス張りであり、誰

も企業や異業種からの参入が多い電子商取引サイトの世界では、必ずしも関係諸法令を熟知していない企業が多いのが現状である。しかし消費者から本当に信頼されるサイト以外は淘汰され、消滅の途を歩まざるをえない時代が到来しつつあると思われるので、今後は法律専門家によるチェックを受けることが不可欠となるだろう。

わが国の主要な訴訟事件等

サイバー関連の法律紛争も頻発しており、その中には裁判所に持ち込まれるケースも増加している。本書では誌面の制約上、わが国の事案を紹介するだけにとどめざるをえないが、主要な裁判紛争は資料3-4-2記載のとおりである。

この表を見れば理解できるように、初期にはパソコン通信での名誉毀損事件やアダルトサイト関連の事件が中心であったのに対し、最近では紛争内容が次第に多様化してきており、2000年はプライバシー、ドメイン名関連の判決や裁定がいくつかある。また、いわゆるビジネスモデル特許関連のソフトウェア特許事件が現れているのは、米国の影響をうかがわせる。

(岡村久道 弁護士/近畿大学講師)

資料3-4-2 わが国のサイバー関連の主要な裁判紛争

事件の名称	判例名等
●サイバーポルノ	
・大阪海外送信事件	大阪地判1999年2月23日
・あまちゅあ・ふおと・ぎやらりー事件	大阪地判1999年3月19日
・東京海外送信事件	東京地判1999年3月29日
・アルファネット事件控訴審	大阪高判1999年8月(上告中)
・フロンティア事件	浦和地川越支判1999年9月8日
・FLマスク事件	大阪地判2000年3月30日
●プライバシー・個人情報保護	
・掲示板プライバシー侵害事件第一審	神戸地判1999年6月23日
・同控訴審	大阪高判1999年12月17日
・NTT職員顧客情報漏えい事件	千葉地判1999年9月28日
	大阪地判2000年3月16日
	千葉地判2000年6月28日
・宇治市住民基本台帳データ漏えい事件	京都地判2001年2月23日
●刑事捜査手続き	
・福岡県違法捜索事件	東京地判1998年2月27日
●電子ダイレクトメール広告(スパム)	
・ニフティサーブ会員に対するスパムメール送信禁止仮処分事件	浦和地決1999年3月9日
●名誉毀損及びネット管理者の責任	
・PC-VANチャット・ログ事件	東京地判1997年12月22日
・ニフティサーブ現代思想フォーラム事件第一審判決	東京地判1997年5月26日
・都立大学事件第一審判決	東京地判1999年9月24日
●プロバイダ契約の解除	
・ケイネット事件	東京地判1998年12月21日
	横浜地判1998年12月25日
	東京高判1999年9月8日
	東京高判2000年1月19日
●ソフトウェア特許	
・「インターネットの時限利用課金システム」に関する特許事件	東京地決2000年12月12日
●ドメイン名	
・キュービー著作権事件	東京地判1999年11月17日
・ジャックス事件	富山地判2000年12月6日
・goo.co.jp事件裁定	工業所有権仲裁センター紛争処理パネル 2001年2月5日
・itoyokado.co.jp事件裁定	同2001年3月12日
・sonybank.co.jp事件裁定	同2001年3月16日
●使用者責任	
・盗品ネガ無断掲載事件	東京地判2000年1月31日

出所 岡村久道氏が作成

law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
 www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_housei.htm
 kanpou.pb-mof.go.jp
 kokkai.ndl.go.jp
 www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_gian.htm
 www.clb.go.jp/contents/4.htm
 www.jftc.go.jp/pressrelease/oi.march/01030102.pdf



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp